

西宮市不育症治療支援事業実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、不育症の早期受診、早期治療を促進するとともに、不育症治療に要する費用の助成に関して必要な事項を定め、その経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第2 この要綱による助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は次の要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 西宮市内に住所を有し、法律上の婚姻又は事実婚の夫婦であること。
- (2) 当該助成にかかる検査及び治療（以下「治療等」という。）を行った期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること。
- (3) 2回以上の流産や死産、早期新生児死亡の既往があると医師に診断されていること。
- (4) 申請に係る不育症の治療等を行った期間は、原則、当該年度の4月1日から3月31日までとする。
- (5) 申請に係る治療等について、他の自治体を実施する不育症の治療等の助成を受けていないこと。

(助成内容)

第3 助成の対象となる費用は、対象者（夫婦染色体検査のみ夫を含む。）が本市在住中に医療機関で受けた、医療保険が適用されない不育症の治療等に要した費用のうち、次に掲げるものに限る。

(1) 不育症の検査

不育症のリスク因子の検査

一次スクリーニング	抗リン脂質抗体	抗カルジオリピンβ2 グルコプロテイン I (CLβ <sub>2</sub> GP I) 複合体抗体
		抗カルジオリピン (CL) IgG 抗体
		抗カルジオリピン (CL) IgM 抗体
		ループスアンチコアグラント
夫婦染色体検査		
選択的検査	抗リン脂質抗体	抗 PEI g G 抗体 (抗フォスファチジルエタノールアミン抗体)
		抗 PEI g M 抗体 (抗フォスファチジルエタノールアミン抗体)
		抗 PS/PT 抗体 (フォスファチジルセリン依存性抗プロトロンビン抗体)
		ネオ・セルフ抗体 (抗β2GPI/HLA-DR 抗体)
	血栓性素因スクリーニング (凝固因子検査)	第XII因子活性
		プロテイン S 活性又はプロテイン S 抗原
		プロテイン C 活性又はプロテイン C 抗原
		APTT (活性化部分トロンボプラスチン時間)

(2) 不育症の治療

ア 低用量アスピリン療法

イ ヘパリン療法 (ヘパリン在宅自己注射療法を含む。)

2 助成する額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表右欄に定める額とする。1回当たりの上限を15万円とする。

治療等の区分	助成額
1(1)に定める不育症の検査	当該検査に要した費用の7/10に相当する額 (1円未満は切捨て)
1(2)に定める不育症の治療	当該治療に要した費用の1/2に相当する額 (1円未満は切捨て)

3 助成回数は、1年度に1回とする。ただし、通算助成回数は制限しない。

(助成の申請及び決定)

第4 助成を受けようとする対象者は、治療等を実施した日の属する年度内に、次の関係

書類を添えて西宮市長（以下「市長」という。）に申請を行うものとする。ただし、(3)について市長が状況を確認することに同意した場合は、書類の提出を省略することができる。

(1) 西宮市不育症治療支援事業申請書（様式第1号）

(2) 西宮市不育症治療支援事業受診等証明書（医療機関用（様式第2-1号）・薬局用（様式第2-2号））

(3) 西宮市内に居住する法律上の夫婦又は事実婚であることを証明する書類 ただし、原則として市長が住民基本台帳等を確認することに申請者が同意した時はこれに変えることができる。

- 2 市長は、申請書の提出を受けたときは、速やかにこれを審査し、助成の要件を満たしていると認めるときは、申請者に西宮市不育症治療支援事業承認決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。また、審査の結果、不承認と決定したときは、速やかにその理由を付して、西宮市不育症治療支援事業不承認決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（助成金の返還）

第5 市長は、申請書に虚偽の記載をするなど、不正な手段をもって助成を得た者に対し、その返還を求めることができる。

- 2 前項の規定により返還を求められた者は、速やかに市長に返還しなければならない。

（医療機関等の指導等）

第6 市は、本事業の実施に当たっては、不育症に関係している医療機関、その他保健医療関係者等に対し本事業の趣旨を周知するとともに、積極的な協力を求める。

- 2 市は、本事業の実施に当たり、必要に応じて、治療データ等の登録管理を行うとともに、事業の適正化を図るため医療機関等に対する指導を行う。

（実施上の留意点）

第7 本事業の関係者は、申請者の心理及びプライバシーの保護について十分配慮し、この要綱による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱い特記事項」を守り、知りえた秘密を他に漏らしてはならない。

- 2 市は、助成状況を明確にするため、助成台帳を作成し、助成状況を把握するものとする。

（補則）

第8 本事業は、保険診療と保険外診療を組み合わせる行う混合診療を認めるものではなく、保険外診療である不育症の治療等を受けた場合の自己負担を一部助成するものである。

- 2 市は、県が定める期日までに、前年度に行った事業に係る事項等について、県の求めに応じて報告するものとする。
- 3 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関して必要な事項は別に定める。

付則

この要綱は、平成28年10月1日から適用する。

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

この要綱は、令和3年10月1日から実施し、同年4月1日から適用する。

この要綱は、令和4年10月1日から実施し、同年4月1日から適用する。

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。